

業務及び組織の全般にわたる検討の位置付けについて

（地方独立行政法人法）

第30条 設立団体の長は、第28条第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

法律の趣旨：

法人が都の政策実施機関として、効率的かつ効果的な業務運営を目的としていることから、公的資金を投入し、法律上の特別の地位を与えた上で業務を行わせる必要があるのか、組織形態は適切なものとなっているかなどを定期的に点検するもの

構成：第四期中期目標期間実績（見込み）評価⇒法人の業務及び組織の必要性・有効性の検討⇒結論及び第五期に向けた法人のあり方

第1 第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価

1 全体評価の概要

第四期中期計画の4年目までの実施状況から見て、「優れた業務の達成状況にある」⇒5段階評価のA相当

2 項目別評価の概要

- ・20項目を5段階で評価しており、評定数は以下のとおり
- ・S評価は「外部資金導入研究・調査」「新産業創出支援」「社会的課題解決支援」の3項目
- ・組織運営に関する項目も含め、各項目ともB評価以上

S評価のポイント

○外部資金導入研究・調査

- ・採択件数は、4年度目に中期計画の目標を達成
- ・新規採択を増やすために、所内の指導体制や研修の充実など、組織を挙げて取組を実施

○新産業創出支援

- ・DX推進センターを拠点として、5G、IoT、ロボット技術の社会実装に向けた研究開発と技術支援を実施 等

○社会的課題解決支援

- ・プラスチック代替、フードテック、サーキュラーエコノミー、障害者の活発な活動、介護環境の改善といった、社会課題の解決に資する研究開発に取り組み、中小企業の製品化・事業化を促進 等

評 語 (目標の達成状況)	これまでの評価結果(評定の個数)				
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	見込み
【S】極めて良好	2	2	2	3	3
【A】良好	8	9	9	8	7
【B】概ね良好	10	9	9	9	10

3 第五期中期目標期間の事業運営に向けた主な意見

- ・技術力を発展・向上させるとともに、柔軟な組織運営を行うことによって、総合力が最大限に発揮されることを期待
- ・「2050東京戦略」「Global Innovation with Startups」に貢献するための、研究開発の充実とオープンイノベーションの促進を期待
- ・新技術・新製品開発を目指す中小企業に対して、事業化までを見据えたきめ細やかな支援を提供することを望む
- ・未利用企業層への都産技研の認知度を高めるために、戦略的な情報発信を望む

第2 法人の業務及び組織の必要性・有効性、運営形態の適切性等の検討について

1 法人の業務の必要性・有効性

■法人の業務実績や利用状況調査等により検証

- ・アウトカム評価報告書によれば、法人の主要事業である「技術相談」「依頼試験」「機器利用」の利用が多く、目的達成度は95%以上
- ・基盤研究を通じて蓄積した技術的知見を活かし、共同研究等を通じて多数の製品化・事業化に貢献
- ・民間機関との比較において、公設試としての検査の公正性・信頼性、試験データに基づく技術課題の解決など、きめ細かい支援が特徴
- ・中小企業での導入が困難な、多額の設備投資を要する試験施設や最新の分析・加工機器を利用できることは非常に有益

⇒中小企業が技術力を高め、製品開発していくためには、技術支援・研究開発は不可欠であり、法人の業務における必要性・有効性は妥当

2 法人の組織の必要性・有効性

■都内各地域の産業特性や社会情勢を踏まえ検証

- ・特色ある産業集積を反映した、支援を展開する支所を設置：多摩テクノプラザ、城東支所、城南支所、墨田支所
- ・社会情勢を踏まえた支援拠点を設置：
 - *グローバル化：バンコク支所（平成27年度）
 - *先端技術の進展：DX推進センター【5G・IoT・ロボット】（令和2年度）
食品技術センター【フードテック】（令和3年度統合）

⇒産業集積等を踏まえた、現状の組織体制の必要性・有効性は妥当

3 地方独立行政法人の運営形態の適切性

■地方独立行政法人制度の観点から検討

- ・中小企業のニーズ等をもとにPDCAを回し、実効性の高い事業を実施
- ・複数年度にまたがる長期の研究開発を展開するなど、柔軟な支援を実施
- ・収支予算を柔軟に執行できる独法制度を活かし、外部資金を積極的に獲得したほか、自己収入を確保し財政運営の健全性を確保

⇒法人は今後も、地方独立行政法人の運営形態をとることが妥当

第3 第四期中期期間の総括と今後の法人のあり方

1 所要の措置の必要性

法人の業務内容、組織構成、運営形態について、総体として適切かつ妥当なものと判断され、所要の措置を講ずる必要性は認められない

2 第五期中期目標期間に期待される取組

社会課題解決等につながる技術シーズの蓄積及び新技術・新製品の開発支援、様々な支援機関との連携、企業間のオープンイノベーションの推進等の取組の展開及びその基盤となる組織体制の構築、人材の確保・育成により、高い業務実績を目指すことが期待される